

## 第1編 総則

(この規則の目的)

### 第1条

この規則は、ひたちなか海浜鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売、携帯品の一時預り（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

### 第2条

当社線及び当社線と東日本旅客鉄道会社線に係る旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

(注) 削除B

(用語の意義)

### 第3条

この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。

(1) の 2 削除B

(1) の 3 削除B

(1) の 4 削除B

(1) の 5 削除B

(1) の 6 削除B

(2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。

(2) の 2 削除B

(3) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。

(4) 削除B

(5) 削除B

(6) 「旅客車」とは、旅客の運送に供する気動車をいう。

(7) 削除B

(8) 「乗車券類」とは、乗車券及び座席指定券をいう。

(9) 「指定券」とは、座席指定券をいう。

(9) の 2 削除B

(10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(消費税課税の運賃・料金)

## 第 3 条の 2

この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

（消費税免税の運賃・料金）

## 第 3 条の 3

消費税が免税される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に 110 分の 100 を乗じ、1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた額とする。

（運賃・料金前払の原則）

## 第 4 条

旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができる。

### 2

旅客等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃・料金を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券類その他の証票との引換えを含む。）ことができる。

(1) 削除 B

(2) 当社が別に定める旅客運賃・料金については、当社において特に認めた小切手・定額小為替証書・普通為替証書又は郵便振替払出証書

（契約の成立時期及び適用規定）

## 第 5 条

旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

### 2

前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

（旅客の運送等の制限又は停止）

## 第 6 条

旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。

(1) 乗車券類及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止

- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車の制限
- (4) 一時預り品の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限又は取扱いの停止

## 2

前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い方)

### 第7条

列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

## 2

前項ただし書の規定は、座席指定券について、これを準用する。ただし、不通区間通過となる場合でその前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

## 3

列車の運行が不能となった場合であっても、当社において鉄道・軌道・自動車・船舶等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロの端数計算方)

### 第8条

営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

### 第9条

期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。

## 2

期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(注) 期間の始期及び終期の例を示せば、次のとおりである。

(例1) 3月20日から1日間とは、3月20日のみである。

(例2) 6月1日から1箇月間とは、6月30日までである。

(例3) 11月30日から3箇月間とは、2月末日(平年の場合は2月28日、閏年の場合は2月29日)までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。

#### (乗車券類等に対する証明)

### 第10条

当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

#### (旅客等の提示又は提出する書類)

### 第11条

旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。

2

旅客等は、前項の規定(後段に規定する場合を除く。)による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

3

旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通則

#### (座席指定料金等を収受する列車の施設の表示)

### 第12条

座席指定料金等の特別の料金を収受する施設については、その旅客車入口等の旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

#### (乗車券類の購入及び所持)

### 第13条

列車に乗車する旅客は、その乗車する旅客車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、当社において特に指定する列車の場合で、乗車後乗務員の請求に応じて所定の旅客運賃及び料金

を支払うときは、この限りでない。

2

前項の規定によるほか、旅客が、列車の指定席を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

(1) 削除 B

(2) 削除 B

(3) 削除 B

(4) 削除 B

(5) 当社が特に指定席として定めた列車の座席を使用するときは、座席指定券

3

削除 B

4

全車両指定制の列車に乗車する旅客は、当該列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

5

前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(整理券の所持)

### 第 13 条の 2

前条第 1 項ただし書の規定による取扱いをする場合は、車内において整理券を発行することがある。

2

旅客は、乗車する際交付された整理券を所持し、下車する際には、その整理券を係員に引き渡さなければならない。

(営業キロ)

### 第 14 条

旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロによる。

2

前条の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

(運賃計算キロ)

### 第 14 条の 2

削除 B

(擬制キロ)

### 第 14 条の 3

削除 B

(他の旅客鉄道会社線を通じて連続乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロの通算)

### 第 14 条の 4

削除 B

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

### 第 15 条

駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

### 第 16 条

削除

(東海道本線(新幹線)、山陽本線(新幹線)、東北本線(新幹線)、高崎線(新幹線)、上越線(新幹線)、信越本線(新幹線)及び鹿児島本線(新幹線)に対する扱い)

### 第 16 条の 2

削除 B

(新幹線と新幹線以外の線区の扱いの特例)

### 第 16 条の 3

削除 B

(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線に対する扱い)

### 第 16 条の 4

削除 B

(常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客の扱い)

### 第 16 条の 5

削除 B

(気仙沼線柳津・気仙沼間及び大船渡線気仙沼・盛間の特殊取扱)

### 第 17 条

削除 B

## 第 2 章 乗車券類の発売

### 第 1 節 通則

(乗車券類の種類)

### 第 18 条

乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

イ <u>普通乗車券</u>	片道乗車券 往復乗車券
ロ <u>定期乗車券</u>	通勤定期乗車券 通学定期乗車券
ハ 普通回数乗車券	
ニ 団体乗車券	
ホ 貸切乗車券	

- (2) 削除B
- (3) 削除B
- (4) 削除B
- (5) 削除B
- (6) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

**第 19 条**

乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。  
ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、当社の指定した駅において発売する。

2

前項の規定にかかわらず、旅客が乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、係員が普通乗車券、座席指定券を当該列車内において発売する。

3

乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

**第 20 条**

駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。
- (2) 乗車券（通学定期乗車券を除く。）を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅（着駅以外の駅については、途中下車のできる駅に限る。）を発駅とする普通乗車券を発売する場合。
- (3) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は普

通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合。

(4) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。

(5) 座席指定券を発売する場合。

2

車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

### 第 21 条

乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 普通乗車券

前条第 1 項第 2 号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の 2 日前から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の 7 日前から発売する。

(3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の 1 箇月前の日から発売する。

(4) 指定券

当該列車が始発駅を出発する日の 1 箇月前の日の 10 時から発売する。

(5) 削除 B

2

前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。

(1) 普通乗車券は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。

(2) 削除 B

3

座席指定券の発売日は、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

4

団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の発売日は、始発駅出発日の11日前の日までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りでない。

5

当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

#### (乗車券類の発売時間及び発売区間)

#### 第21条の2

駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。
- (3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については、別に定めることがある。

#### (乗車券類の購入申込書)

#### 第22条

指定券及びこれに伴う乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがある。

#### (特別の乗車券類の発売)

#### 第22条の2

当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券及び座席指定券（以下これらを「個人旅行用乗車券類」という。）並びに団体乗車券を発売することがある。

2

前項の規定によって乗車券類を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

#### (伝染病患者に対して発売する乗車券)

#### 第23条

伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注)

伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第 7 条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

**（払いもどし等について特約をした乗車券類の発売）**

**第 23 条の 2**

当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

**（割引乗車券類等の発売の制限）**

**第 23 条の 3**

旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

2

削除 B

**（割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い）**

**第 24 条**

旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

**（割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合）**

**第 25 条**

旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2

旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。

(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

## 第 2 節 普通乗車券の発売

### (普通乗車券の発売)

#### 第 26 条

旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。

(3) 削除 B

### (普通乗車券の特殊発売)

#### 第 27 条

削除 B

### (学生割引普通乗車券の発売)

#### 第 28 条

削除 B

### (学生割引証)

#### 第 29 条

削除 B

### (被救護者割引普通乗車券の発売)

#### 第 30 条

指定救護施設に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 31 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2

被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って、前項の規定を準用する。

3

前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

**(被救護者割引証)**

**第 31 条**

被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2

被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏																																	
<p style="text-align: center;"><b>被救護者旅客運賃割引証</b></p> <p>第.....号 <span style="float: right;">指定番号</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">乗車区間</td> <td>駅から</td> <td>駅まで</td> <td>經由</td> </tr> <tr> <td>乗車券の種類</td> <td>片道</td> <td>往復</td> <td>片道</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名及び年齢</td> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名及び年齢</td> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日まで</td> <td colspan="2">.....</td> </tr> </table> <p>.....年.....月.....日発行</p> <p>施設内所在地.....</p> <p>代表者氏名..... <span style="float: right;">代表者印</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発行回数</td> <td>乗車券番号</td> <td>発行年月日</td> <td>割引コード</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>31 33</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">割引証に記入された付添人情報は、中心内容欄の印刷乗車券と同一の乗車券に限り有効と見做すものとします。</p>		乗車区間	駅から	駅まで	經由	乗車券の種類	片道	往復	片道	旅行証明書番号	.....	.....	.....	被救護者の氏名及び年齢	.....			付添人の氏名及び年齢	.....			有効期限	年 月 日まで	.....		発行回数	乗車券番号	発行年月日	割引コード	.....	.....	.....	31 33	<p style="text-align: center;">(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) 被救護者会の指定した施設に保管され、又は所持する者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合には同時に発行することがあります。</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に発行されます。</p> <p>(3) この割引証の記入事項(宛先・氏名)は、発行前において記入し(乗車券の裏面は、裏面のものを口で覆ひ)し、又は押印していただく必要はありません。</p> <p>(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所には発行者の捺印のないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名者に限り使用できます。但し、記名者であっても使用期間を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名者以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書と併用しないうちは、使用できません。又、発行証明書は、発行の簿籍があるときは、提示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期限は、発行の日から表記の有効期間まで(1箇所)です。</p>	
乗車区間	駅から	駅まで	經由																																
乗車券の種類	片道	往復	片道																																
旅行証明書番号	.....	.....	.....																																
被救護者の氏名及び年齢	.....																																		
付添人の氏名及び年齢	.....																																		
有効期限	年 月 日まで	.....																																	
発行回数	乗車券番号	発行年月日	割引コード																																
.....	.....	.....	31 33																																
12.8cm	9.1cm																																		

3

被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

**(往復割引普通乗車券の発売)**

**第 32 条**

削除 B

**第 3 節 定期乗車券の発売**

**第 33 条**

削除

**第 34 条**

削除

**(通勤定期乗車券の発売)**

### 第 35 条

旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2

定期乗車券購入申込書の様式は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 一般用

表

定期乗車券購入申込書			
左欄に記入又は該当のものをもつて囲んで下さい。			
定期乗車券の種別	通 勤 ・ 通 学 ・ グリーン ・ 山手線均一		
お 名 前	姓(才) 男・女		
ご 住 所	電話 - -		
通勤先・用務先	名称		
又は学校名	所在地		
ご利用区間	( 駅 ~ 経由 ) 駅		
使用開始日	年 月 日		
有効期間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 新 規 ・ 継 続		
下欄には記入しないで下さい。			
年 月 日 まで			
乗車券番号	発 売 額	発売年月日	発行箇所
区 分	証明書番号	印 章	
通勤課程・高等課程・普通職業訓練			

12.5cm (無断複製)

#### 備考

この様式は、必要に応じ、変更することがある。

#### (2) 特殊用

表

定期乗車券購入申込書			
注 ①氏名欄は、おのの中にはっきりと大きく書いて下さい。 ②金額に記入又は該当のものをもつて囲んで下さい。 ③お守りなどの定期券は発行窓口へお持ち下さい。			
お 名 前	姓(才) 男・女		
ご利用区間	( 駅 ~ 経由 ) 駅		
使用開始日	年 月 日	有効期間	1・3・6ヶ月
種 別	通 勤 ・ 通 学 ・ グリーン ・ 山手線均一 新 規 ・ 継 続		
ご住所	電話 - -		
通勤先・用務先 又は 学校名	所在地		
このおのく内には記入しないで下さい。			
区分(課程・課程・職業訓練) 証明書番号( )			

15.5cm (無断複製)

#### 備考

この様式は、必要に応じ、変更することがある。

#### (通学定期乗車券の発売)

### 第 36 条

指定学校の学生（第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下

この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月、6 箇月又は 12 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合

(2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合

(3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

## 2

通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表

通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・ 年齢及び性別 (才) 女		
通学者の居住地 通学者の住所	種別	学年(年次)
通学区間	駅	駅間
通学定期乗車券の有効期間	年月	日
※通学定期乗車券の発出開始日	年	月 日から
通学証明書の有効期間	年	月 日まで
年 月 日発行		
学校所在地	代表者	職 位
学 校 名		
学校代表者氏名		
<small>1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期間まで（1 箇月間）です。                  2 この証明書のうち、発行の日以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のもののみで記入。）してください。                  3 この証明書のうち、印刷の欄は、通学者が記入してください。                  4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、印刷欄の記入事項については通学券の印刷、その他の記入事項については代表者の職務印のないものは使用できません。</small>		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.500 (乗車券)

## 備考

- (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所所在地住所を記入する。

## 3

通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

## 4

指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車

する場合で、当社が必要と認めるときは、第 1 項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(特別車両定期乗車券の発売)

#### 第 36 条の 2

削除 B

(制限距離を超える定期乗車券の発売)

#### 第 37 条

当社が特に必要と認める場合は、前 3 条の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える区間に対しても定期乗車券を発売することがある。

(定期乗車券の一括発売)

#### 第 37 条の 2

前 4 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2

前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

(割引定期乗車券の発売)

#### 第 38 条

削除 B

3

(特殊均一定期乗車券の発売)

#### 第 38 条の 2

削除 B

#### 第 4 節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

#### 第 39 条

旅客が各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。

2

前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

3

削除 B

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

## 第 40 条

指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、第 39 条に規定する区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

## 2

前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、下記の様式（東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則第 29 条第 2 項に定める）の通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第 11 条第 5 項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

表		裏	
<b>学校学生生徒旅客運賃割引証</b> <small>（通信教育学校用）</small>		<small>（この割引証の使用上の注意）</small>	
氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行		① 旅客運賃の指定された乗車区間を、割引普通回数乗車券を 1 人に限って購入できます。 ② この割引証は、旅行開始時に限り有効です。 ③ 当日の乗車は、乗車券がインキで記入（乗車券の複製は、紙面のものを除く）してください。 ④ 乗車券の複製は、乗車券の「有効期限」は、乗車券において記入し、又は押印していただくものとします。 ⑤ 乗車券の記入する事項を訂正したときは、その乗車券に発行者の署名、乗車券の記入する事項を訂正したときは、その乗車券に発行者の署名がないものは、使用できません。 ⑥ この割引証は、他人に譲渡して使用できません。但し、本人であっても乗車券を譲渡した場合は、使用できません。 ⑦ この割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、この割引証の本人以外の者は、使用できません。 ⑧ この割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、乗車券の発行を廃止しないときは、使用できません。又、乗車券は、乗車券の廃止があるときは廃止してください。 ⑨ この割引証の有効期限は、乗車券の期限（乗車券又は試験会場までの区間）から終了する日を含みます。	
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			
乗車券の区間 _____ 駅から _____ 駅まで _____ 乗車			

## 備考

- (1) この割引証は、緑色刷りとする。
- (2) 削除 B
- (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

## 3

前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

#### 第41条

削除

#### 第42条

削除

### 第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

#### 第43条

一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

##### (1) 学生団体

イ 次の1に該当する学校等の学生等が8人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。

(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(ロ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

ハ イの旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 訪日観光団体

訪日観光客 8 人以上又はこれと同行する旅行業者(ガイドを含む。)とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・一般社団法人日本旅行業協会会長又は一般社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

(3) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された 8 人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2

前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱を行い、団体乗車券を発売することがある。

3

普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第 1 項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

【参考】 削除 B

(団体旅客の運送上の区分)

第 44 条 削除 B

(団体旅客運送の申込)

第 45 条

第 43 条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

(1) 削除 B

(2) 当該団体の始発駅出発日の 9 箇月前の日から 14 日前の日まで。ただし、別に定める場合は 12 日前の日まで受け付けることがある。

(注) 第 2 号の団体に対する運送の申込みの受付期間(受付期限を 14 日前の日までとしたもの)の例を示せば、次のとおりである。

(例 1) 9 月 15 日に出発する場合は、前年 12 月 15 日から 9 月 1 日まで受け付ける。

(例 2) 11 月 30 日に出発する場合は、3 月 1 日から 11 月 16 日まで受け付ける。

2

前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

3

団体乗車券の様式は、別に定める。

4

団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 訪日観光団体

代表者、申込責任者又は旅行者

(3) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行者

5

団体旅行申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行者住所氏名欄には、旅行者があつた場合に当該旅行者の住所氏名を記入する。ただし、訪日観光団体及び普通団体であつて、旅行者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。

(3) 前項第 1 号の場合で、数校連合のとき又は第 43 条第 3 項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

## 第 46 条

旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当

社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2

前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、乗車日及び乗車する列車を指定して運送の引受けをする。

(1) 特定の区間について普通列車を利用する団体については、乗車する列車の指定をしない。

(2) 削除 B

3

前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体によっては、別に定める様式による団体旅行引受書により通知することがある。

4

第 3 項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

#### **第 47 条**

削除

(責任人員及び保証金)

#### **第 48 条**

削除 B

#### **第 49 条**

削除

#### **第 50 条**

削除

(指定保証金)

#### **第 50 条の 2**

削除 B

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

#### **第 51 条**

旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

## 第 51 条の 2

団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

(1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で、第 46 条第 3 項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。

(2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2

団体旅行変更・取消申込書の様式は、別に定める。

3

削除 B

4

団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

## 第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

### 第 52 条

旅客が、次の各号の 1 に該当する単位をもって旅客車を貸し切る場合であって、かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(1) 全車貸切

1 車両（合造車を含む。）単位で貸し切る場合。

(2) 半車貸切

削除 B

(3) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合。

(貸切旅客運送の申込)

### 第 53 条

前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

2

貸切旅行申込書は、第 45 条第 3 項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

**(貸切旅客運送の予約)**

**第 54 条**

旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受をする。

2

前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、第 46 条第 3 項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正する外、貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

**(貸切旅客に対する保証金等)**

**第 55 条**

第 46 条第 4 項、第 51 条及び第 51 条の 2 の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

**第 56 条**

削除

**第 7 節 急行券の発売**

**(急行券の発売)**

**第 57 条**

削除 B

**(乗継急行券の発売)**

**第 57 条の 2**

削除 B

**(特定の特別急行券の発売)**

**第 57 条の 3**

削除 B

**(特定の普通急行券の発売)**

**第 57 条の 4**

削除 B

**(急行券の特殊発売)**

**第 57 条の 5**

削除 B

## 第 8 節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

### 第 58 条

削除 B

(特定の特別車両券 (A) の発売)

### 第 59 条

削除 B

(特定の特別車両券 (B) の発売)

### 第 59 条の 2

削除 B

## 第 9 節 寝台券の発売

(寝台券の発売)

### 第 60 条

削除 B

### 第 60 条の 2

削除

## 第 10 節 コンパートメント券の発売

(コンパートメント券の発売)

### 第 60 条の 3

削除 B

## 第 11 節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

### 第 61 条

旅客が、第 13 条第 2 項第 5 号に規定する指定席を使用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によって、旅客車又は座席の指定を省略することがある。

2

団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第 21 条第 4 項に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

(乗継座席指定券の発売)

### 第 61 条の 2

削除 B

(特定の座席指定券の発売)

### 第 62 条

前 2 条の規定により座席指定券を発売する場合は、別に定めるところにより、区間及び期間を定めて、特定の座席指定料金によって座席指定券を発売することがある。

## 第 12 節 指定券の関連発売

(指定券の関連発売等)

### 第 63 条

削除 B

(指定券と他の乗車券類との関連発売)

### 第 64 条

旅客が、指定券を購入する場合は、前条の規定によるほか、これを必要とする列車の乗車に必要な乗車券類を同時に購入又は呈示し、乗車券に相当の証明を受けたときに限って、当該指定券を発売することがある。

## 第 3 章 旅客運賃・料金

### 第 1 節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

### 第 65 条

旅客運賃・料金（第 12 節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 旅客運賃

イ	普通旅客運賃	片道普通旅客運賃 往復普通旅客運賃
ロ	定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃
ハ	普通回数旅客運賃	
ニ	団体旅客運賃	
ホ	貸切旅客運賃	

#### (2) 急行料金

削除 B

#### (3) 特別車両料金

削除 B

#### (4) 寝台料金

削除 B

#### (5) コンパートメント料金

削除 B

#### (6) 座席指定料金

## 第 66 条

削除

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

## 第 67 条

旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

(旅客運賃・料金計算上の営業キロ等の計算方)

## 第 68 条

営業キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キロを通算して計算する。

(1) 営業キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

(2) 削除 B

2

削除 B

3

削除 B

4

削除 B

(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)

## 第 69 条

削除 B

## 第 70 条

削除 B

(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)

## 第 71 条

営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。

(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。

2

削除 B

## 第 72 条

削除

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

## 第 73 条

旅客運賃又は座席指定料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によつて、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人 12 才以上の者

小児 6 才以上 12 才未満の者

幼児 1 才以上 6 才未満の者

乳児 1 才未満の者

2

前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の 1 に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。

(2) 幼児が、乗車券を所持する 6 才以上の旅客(団体旅客を除く。)に 2 人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2 人を超えた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児又は乳児が、指定を行う 座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。

(5) 削除 B

3

前項第 4 号の場合の 座席の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の間となる場合は、第 71 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。

4

第 2 項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

5

削除 B

(小児の旅客運賃・料金)

## 第 74 条

小児の 片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は

座席指定料金をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。

2

削除 B

3

削除 B

**（割引の旅客運賃・料金）**

#### **第 74 条の 2**

割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。

2

往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第 90 条の規定に準じ、各区间ごとに割引額を差し引いては数整理した額（割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。

3

削除 B

4

削除 B

5

削除 B

6

削除 B

7

削除 B

**（臨時割引等）**

#### **第 74 条の 3**

第 22 条の 2 の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第 43 条第 2 項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱方は、別に定める。

**（特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金）**

#### **第 74 条の 4**

削除 B

**（急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金）**

## 第 74 条の 5

削除 B

(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

## 第 74 条の 6

削除 B

(旅客運賃・料金の概算収受)

## 第 75 条

車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

2

前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

## 第 76 条

旅客は、旅客運賃・料金について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

2

削除 B

## 第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

### 第 77 条

大人片道普通旅客運賃は、別に定める普通旅客運賃表の額とする。

(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

### 第 77 条の 2

削除 B

(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

### 第 77 条の 3

削除 B

(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

### 第 77 条の 4

削除 B

(地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

### 第 77 条の 5

削除 B

(北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客

運賃)

第 77 条の 6

削除 B

(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第 77 条の 7

削除 B

(九州旅客鉄道会社線内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第 77 条の 8

削除 B

(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)

第 78 条

削除 B

(東京附近等の大人片道普通旅客運賃の特定)

第 79 条

削除 B

第 80 条

削除

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第 81 条

削除 B

(北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第 81 条の 2

削除 B

(四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第 81 条の 3

削除 B

(九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第 81 条の 4

削除 B

第 82 条

削除

## 第 83 条

削除

(営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

## 第 84 条

削除 B

(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

## 第 84 条の 2

削除 B

(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

## 第 84 条の 3

削除 B

(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

## 第 84 条の 4

削除 B

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

## 第 85 条

削除 B

(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)

## 第 85 条の 2

削除 B

(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)

## 第 85 条の 3

削除 B

(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)

## 第 86 条

削除 B

(東京山手線内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)

## 第 87 条

削除 B

(新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)

## 第 88 条

削除 B

(北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)

## 第 89 条

削除 B

(往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃)

## 第 90 条

往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(2) 削除 B

## 第 91 条

削除

(学生割引)

## 第 92 条

削除 B

(被救護者割引)

## 第 93 条

第 30 条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の 5 割を割引する。

(往復割引)

## 第 94 条

削除 B

## 第 3 節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

## 第 95 条

大人定期旅客運賃は、別に定めるとおりにする。

(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

## 第 95 条の 2

削除 B

(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

## 第 95 条の 3

削除 B

(九州旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

## 第 95 条の 4

削除 B

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第 96 条

削除 B

(北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第 96 条の 2

削除 B

(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)

第 97 条

削除 B

第 98 条

削除

第 98 条の 2

削除

第 98 条の 3

削除

(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)

第 99 条

削除 B

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

第 99 条の 2

削除 B

(加算定期旅客運賃の適用区間及び額)

第 99 条の 3

削除 B

(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)

第 99 条の 4

削除 B

第 99 条の 5

削除

第 100 条

削除

第 101 条

削除

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 102 条

第 37 条の 2 第 2 項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数

に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

#### 第 103 条

削除 B

(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

#### 第 104 条

削除 B

#### 第 105 条

削除

#### 第 4 節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

#### 第 106 条

普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

1. (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
2. (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

#### 第 107 条

第 40 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

1. (1) 第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2 割引
2. (2) 第 40 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5 割引

#### 第 108 条

削除

#### 第 109 条

削除

#### 第 110 条

削除

#### 第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

## 第 111 条

第 43 条及び第 44 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 割引率は、次のとおりとする。

<u>イ</u>	<u>学生団体</u>	<u>2 割引</u>
<u>ロ</u>	<u>訪日観光団体</u>	<u>1 割 5 分引</u>
<u>ハ</u>	<u>普通団体</u>	<u>1 割引</u>

(2) 削除 B

2

前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が 31 人以上（訪日観光団体にあつては、15 人以上）50 人までのときはうち 1 人、51 人以上のときは 50 人までごとに 1 人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

**(団体旅客運賃の計算方)**

## 第 112 条

団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

2

前項第 1 号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

## 第 113 条

削除

## 第 114 条

削除

**(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)**

## 第 115 条

削除 B

## 第 116 条

削除

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)

## 第 117 条

団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第 68 条の規定による外、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第 51 条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。
- (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。

2

普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って団体旅客運賃を計算する。

## 第 118 条

削除

### 第 6 節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

## 第 119 条

第 52 条の規定によって貸切乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

- (1) 削除 B
- (2) 座席車 1 両につき 100 人
- (3) 削除 B
- (4) 削除 B

2

削除 B

## 第 120 条

削除

## 第 121 条

削除

(貸切旅客運賃の最低額)

## 第 122 条

第 119 条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、同条の規定によって計算した当社線全線相当分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 123 条

貸付旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)

第 124 条

第 117 条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

2

前項の場合、旅客車が異なっている場合であっても、旅客運賃収受定員が同一のときは、これらの営業キロを通算する。

第 7 節 急行料金

(大人急行料金)

第 125 条

削除 B

(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金)

第 126 条

削除 B

(自由席特急券に指定料金券を添付して発売する場合の指定料金)

第 126 条の 2

削除 B

(乗継急行券に対する急行料金)

第 126 条の 3

削除 B

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第 126 条の 4

削除 B

(立席区間又は自由席区間と指定席区間とにまたがる場合の特別急行料金)

第 127 条

削除 B

(団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金)

第 128 条

削除 B

第 129 条

削除

## 第 8 節 特別車両料金

(特別車両料金)

### 第 130 条

削除 B

### 第 131 条

削除

### 第 132 条

削除

(団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金)

### 第 133 条

削除 B

### 第 134 条及び第 135 条

削除

## 第 9 節 寝台料金

(寝台料金)

### 第 136 条

削除 B

### 第 137 条

削除

(団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金)

### 第 138 条

削除 B

## 第 10 節 コンパートメント料金

(コンパートメント料金)

### 第 139 条

削除 B

## 第 11 節 座席指定料金

(大人座席指定料金)

### 第 139 条の 2

大人座席指定料金は、440円とする。

(大人座席指定料金の特定)

### 第 139 条の 3

削除 B

(乗継座席指定券に対する座席指定料金)

### 第 139 条の 4

削除 B

(団体旅客に対する座席指定料金)

第 139 条の 5

団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

第 12 節 特殊料金

第 140 条

削除

(乗車整理料金)

第 140 条の 2

削除 B

(ホームライナー料金)

第 140 条の 3

削除 B

(食堂車の貸切料金)

第 141 条

削除 B

(専用線料金)

第 142 条

削除 B

(車両の留置料金)

第 143 条

削除 B

(暖房料金)

第 144 条

当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、2時間までごとに3,200円とする。

(旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料)

第 145 条

旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。

(1)	削除 B		
-----	------	--	--

(2)	<u>気動車</u>	1両1キロメートルにつき	240円
-----	------------	--------------	------

2

削除B

(暖房用機関車の回送料)

第146条

削除B

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

第147条

乗車券類は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2

第208条後段の規定により、別表第2号の2に掲げる行程表又は席番表を添付して発売した団体乗車券（第223条の規定により団体乗車券として発売した特殊指定共通券を含む。）は、当該行程表又は席番表とともに使用する場合に限り相当の団体乗車券とする。

3

指定券であって、当該指定券に記載する内容の一部に代えるため、別表第3号に掲げる指定席券を交付したものについては、当該指定席券とともに使用する場合に限り相当の指定券とする。

4

原乗車券とともに使用することを条件とした乗車変更用の乗車券類は、原乗車券とともに使用する場合に限り相当の乗車券類とする。

5

同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。同一旅客が、同一区間に対し有効な2枚以上の指定券を所持する場合についてまた同じ。

6

乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)

第148条

乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1) 削除B

(2) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合

(3) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

**(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)**

#### **第 149 条**

乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2

前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては、発行駅）に差し出して書替を請求することができる。

3

前項の規定により旅客から書替の請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。

4

前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

**(不乗区間に対する取扱い)**

#### **第 150 条**

旅客は、第 148 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

**(有効期間の起算日)**

#### **第 151 条**

乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

**(小児用乗車券類の効力の特例)**

#### **第 152 条**

小児用の乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

2

前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時に使用する場合に限り、第 147 条の規定にかかわらず、小児用の座席指定券を使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

### 第 153 条

旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

## 第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

### 第 154 条

乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

1 日

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の 2 倍とする。

ハ 削除 B

(2) 定期乗車券

イ 通勤定期乗車券

1 箇月・3 箇月又は 6 箇月とする。

ロ 通学定期乗車券

1 箇月・3 箇月・6 箇月又は 12 箇月とする。

ハ 削除 B

(3) 普通回数乗車券

6 箇月とする。

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 貸切乗車券

その都度定める。

2

削除 B

3

削除 B

**(継続乗車)**

**第 155 条**

入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、継続乗車しているものとみなす。

**(途中下車)**

**第 156 条**

旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後は、再び列車に乗り継いで旅行することができない。ただし、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 削除 B
- (2) 削除 B
- (3) 削除 B
- (4) 削除 B

- (5) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅

**(選択乗車)**

**第 157 条**

削除 B

**(特定区間におけるう回乗車)**

**第 158 条**

削除 B

**(特定区間を通過する場合のう回乗車)**

**第 159 条**

削除 B

**(特定区間発着の場合のう回乗車)**

**第 160 条**

削除 B

**(定期乗車券による急行列車等への乗車禁止)**

**第 161 条**

削除 B

## 第 162 条

削除

(普通回数乗車券の同時使用)

## 第 163 条

大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第 147 条の規定にかかわらず、1 券片をもって小児 2 人が乗車することができる。

(割引普通回数乗車券の効力)

### 第 163 条の 2

旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

## 第 164 条

定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

2

前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

## 第 165 条

乗車券 (往復乗車券又は普通回数乗車券については、その使用する券片) は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 312 条第 1 項第 1 号、第 313 条又は第 314 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法 (明治 33 年法律第 65 条) 第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(前途無効となる乗車券の特例)

## 第 166 条

削除 B

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

## 第 167 条

定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 25 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項（途中下車印を含む。）を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券若しくは普通回数乗車券又は普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 155 条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条第 1 項に規定する場合を除く。
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2

前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

**（定期乗車券が無効となる場合）**

#### **第 168 条**

定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。

- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後（第 38 条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含む。）に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 170 条の規定による証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき又は第 161 条の規定に違反して乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2

前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

## **第 169 条**

削除

（通学定期乗車券等の効力）

## **第 170 条**

通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

- (1) 一般用

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">契印</p> <h2 style="text-align: center;">証 明 書</h2> <p style="text-align: right;">No. ....</p> <p>下記の者は、当校 所属 部 (科)  <input type="text"/> の学生 (生徒) 学年第 学年 ( 年度生)          であることを証明する。氏名 ..... ( 才)          生年月日 年 月 日生          住所 .....          年 月 日発行</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; text-align: center; line-height: 100px;">写 真</div> <div style="text-align: center;"> <p>契印</p> </div> </div> <p>発行者 所在地          学校名          代表者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">代表者 職 印</p> <p style="text-align: center;">8.5cm</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。</li> <li>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</li> <li>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</li> <li>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</li> </ol>
---	--

(2) 通学定期乗車券購入兼用

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">契印</p> <h2 style="text-align: center;">証 明 書</h2> <p style="text-align: right;">No. ....</p> <p>下記の者は、当校 所属 部 (科)  <input type="text"/> の学生 (生徒) 学年第 学年 ( 年度生)          であることを証明する。氏名 ..... ( 才)          生年月日 年 月 日生          住所 .....          年 月 日発行</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; text-align: center; line-height: 100px;">写 真</div> <div style="text-align: center;"> <p>契印</p> </div> </div> <p>発行者 所在地          学校名          代表者 氏 名</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月 日まで有効</td> <td style="width: 70%;">通学区間 ・ 間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</td> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">発行年月日</th> <th style="width: 20%;">有効期間</th> <th style="width: 20%;">発行駅</th> <th style="width: 40%;">記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間 ・ 間	通学定期乗車券発行控		発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月																														
年 月 日まで有効	通学区間 ・ 間																																												
通学定期乗車券発行控																																													
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																										
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
<p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">発行年月日</th> <th style="width: 20%;">有効期間</th> <th style="width: 20%;">発行駅</th> <th style="width: 40%;">記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</li> <li>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。</li> <li>(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</li> <li>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</li> <li>(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</li> </ol>				
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																										
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												
	箇月																																												

備考

- (1) □内には、学校種別又は指定番号を表示する。
- (2) 第 38 条の規定により割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、様式表上部に区分を表示する。
- (3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前 6 箇月以内に撮影した縦 3cm、横 3cm の正面上半身のものとする。
- (4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から 1 箇月に限り、省略することができる。
- (5) 中学校第 3 学年以下の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。

- (6) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- (7) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、通学定期乗車券発行控欄以外の記入事項は発行者が記入するものとする。
- (8) 通信による教育を行う学校が面接授業を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、所在地欄の上部に面接授業会場とかつこ書きし、当該面接授業会場所在地住所を記入する。

2

指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(学生用割引乗車券等の効力)

### 第 171 条

削除 B

2

被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">契印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"><b>旅行証明書</b> No. ....</p> <p>下記の者は、当施設 <input style="width: 40px;" type="text"/> の被救護者 で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車区間 _____ 駅から ( ) _____ 駅まで</p> <p style="text-align: center;">_____ 年 _____ 月 _____ 日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>施設代表者氏名 _____ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">代表者 職 印</span></p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"><b>(注 意)</b></p> <p>(1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p>

8.5cm

6 cm

### 備考

1. (1) □内には、指定番号を表示する。
2. (2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だ

け往復の別を表示する。

3

前項の旅客証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

4

被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

### 第3節 急行券の効力

（急行券の効力）

#### 第172条

削除B

（未指定特急券の効力）

#### 第172条の2

削除B

（座席指定席の指定駅から乗車しない場合の取扱い）

#### 第173条

座席指定券は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して座席指定券の発売をすることがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該座席指定券に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。

（座席指定券が無効となる場合）

#### 第174条

座席指定券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の座席指定券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき。
- (3) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (4) 使用を開始した座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (5) 証明書等の携帯を必要とする座席指定券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (6) 有効期間を経過した座席指定券を使用したとき。
- (7) 係員の承諾を得ないで、座席指定券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (8) 大人が小児の座席指定券を使用したとき。ただし、第152条

第 1 項及び第 2 項に規定する場合を除く。

(9) 座席指定券を指定以外の列車、旅客車又は座席に使用したとき。

(10) 削除 B

(11) その他座席指定券を不正乗車的手段として使用したとき。

2

削除 B

#### 第 4 節 特別車両券の効力

(特別車両券の効力)

##### 第 175 条

削除 B

(指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)

##### 第 176 条

削除 B

##### 第 177 条

削除

#### 第 5 節 寝台券の効力

(寝台券の効力)

##### 第 178 条

削除 B

(寝台券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)

##### 第 179 条

削除 B

##### 第 180 条

削除

(寝台の使用制限)

##### 第 181 条

削除 B

(寝台の使用区間)

##### 第 182 条

削除 B

#### 第 6 節 コンパートメント券の効力

(コンパートメント券の効力)

##### 第 182 条の 2

削除 B

(コンパートメント券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)

## 第 182 条の 3

削除 B

## 第 7 節 座席指定券の効力

(座席指定券の効力)

## 第 182 条の 4

座席指定券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車若しくは座席に限って乗車することができる。

(座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)

## 第 182 条の 5

第 173 条又は第 174 条の規定は、座席指定券によって指定駅から乗車しない場合に準用する。

## 第 5 章 乗車券類の様式

### 第 1 節 通則

(乗車券類の表示事項)

## 第 183 条

乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2

前項第 3 号及び第 4 号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

3

次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第 1 項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

## 第 184 条

この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入缺する等の方法によって補うものとする。

2

乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

(1) 前条第1項に規定する表示事項

イ 表示事項の一部の裏面表示

ロ 表示事項の配列の変更

(2) 前号以外の様式

イ 乗車券類の寸法の変更

ロ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更

ハ 表示事項の一部の省略又は追加

3

乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。

4

小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

(1) 小児用の乗車券類 「小」

(2) 削除 B

(3) 削除 B

(4) 削除 B

(5) 削除 B

5

普通乗車券と座席指定券とは、それぞれ1枚（連続して1枚としたものを含む。）のものとすることがある。

6

削除 B

7

削除 B

8

削除 B

第185条

削除

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(字模様の印刷)

第186条

この章に規定する乗車券類には、別に定める字模様を印刷する。

(乗車券類の駅名等の表示方)

第 187 条

乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。
- (2) 乗車券にあつては、着駅名を金額をもって表示することがある。
- (3) 削除 B

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第 188 条

旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面に、ゴム印の押なつにより、別に定める記号等の表示を行う。

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第 189 条

常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般式大人小児用
  - イ 一般用 別に定める
  - ロ 乗車券類発売機用 別に定める
- (2) 矢印式大人小児用
  - イ 一般用 別に定める
  - ロ 乗車券類発売機用 別に定める
- (3) 地図式
  - イ 一般用
    - 大人用・小児用 別に定める
  - ロ 乗車券類発売機用
    - 大人小児用 別に定める
- (4) 相互式大人小児用
- (5) 金額式
  - イ 一般用
    - 大人小児用 別に定める
  - ロ 乗車券類発売機用
    - 大人用・小児用 別に定める

(準常備片道乗車券の様式)

第 190 条

準常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 着駅準常備式大人小児用 別に定める
- (2) 発駅準常備式大人小児用 別に定める

(補充片道乗車券の様式)

第 191 条

補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

- 大人用・小児用 別に定める

(車内片道乗車券の様式)

第 192 条

車内片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 金額入鋳式大人小児用 別に定める
- (2) 駅名入鋳式大人小児用 別に定める
- (3) 駅名・金額入鋳式大人小児用 別に定める
- (4) 駅名固定式大人用・小児用 別に定める

(常備往復乗車券の様式)

第 193 条

常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 硬券式大人小児用 別に定める
- (2) 軟券式大人小児用 別に定める

(準常備往復乗車券の様式)

第 194 条

準常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

- 大人用・小児用 別に定める

(補充往復乗車券の様式)

第 195 条

補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

- 大人用・小児用 別に定める

(常備連続乗車券の様式)

第 196 条

削除 B

第 197 条

削除

(補充連続乗車券の様式)

第 198 条

削除 B

## 第 2 款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

### 第 199 条

常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用 別に定める
- (2) 削除 B
- (3) 削除 B

(準常備定期乗車券の様式)

### 第 200 条

準常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 期間指定式大人用・小児用 別に定める
- (2) 区間指定式大人用・小児用 別に定める
- (3) 削除 B

(補充定期乗車券の様式)

### 第 201 条

補充定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用 別に定める

### 第 202 条

削除

## 第 3 款 普通回数乗車券の様式

(常備普通回数乗車券の様式)

### 第 203 条

常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 別に定める
- (2) 乗車券類発売機用 別に定める

(補充普通回数乗車券の様式)

### 第 204 条

補充普通回数乗車券大人用・小児用の様式は、別に定める。

### 第 205 条

削除

### 第 206 条

削除

### 第 207 条

削除

#### 第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

##### 第208条

団体乗車券の様式は、別に定める。この場合、指定券等を必要とする団体については、別に定める行程表又は席番表を添付する。

#### 第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

##### 第209条

貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

##### 第210条

削除

#### 第3節 急行券の様式

(常備急行券の様式)

##### 第211条

削除B

(準常備急行券の様式)

##### 第212条

削除B

(車内急行券の様式)

##### 第213条

削除B

#### 第4節 特別車両券の様式

(常備特別車両券の様式)

##### 第214条

削除B

(準常備特別車両券の様式)

##### 第215条

削除B

(車内特別車両券の様式)

##### 第216条

削除B

#### 第5節 寝台券の様式

(常備寝台券の様式)

##### 第217条

削除B

(準常備寝台券の様式)

第 218 条

削除 B

第 6 節 座席指定券の様式

(常備座席指定券の様式)

第 219 条

常備座席指定券(第 63 条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式急行列車用(大人小児用)

イ 硬券式 別に定める

ロ 軟券式 別に定める

(2) 普通列車用(大人小児用)

イ 硬券式 別に定める

ロ 軟券式 別に定める

(準常備座席指定券の様式)

第 220 条

準常備座席指定券の様式は、次のとおりとする。

(1) 営業キロ別料金準常備(大人小児用) 別に定める

(2) 発駅名固定着駅準常備(大人小児用) 別に定める

(車内座席指定券の様式)

第 221 条

車内座席指定券の様式は、別に定める

第 7 節 特殊乗車券類の様式

(クーポン乗車券類の様式)

第 222 条

削除 B

(特殊共通券の様式)

第 222 条の 2

削除 B

(特殊指定共通券の様式)

第 223 条

削除 B

第 8 節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 224 条

特別補充券は、この章の第 1 節から第 7 節までに規定する乗車券類と

して発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2

特別補充券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般用
  - イ 駅用（出札補充券、改札補充券及び料金専用補充券）
  - ロ 車内用（車内補充券）
- (2) 特殊区間用
- (3) 乗車変更専用

（一般用特別補充券の様式）

#### 第 225 条

一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 出札補充券及び改札補充券 別に定める
- (2) 料金専用補充券 別に定める
- (3) 車内補充券 別に定める

（特殊区間用特別補充券の様式）

#### 第 226 条

特殊区間用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

- 駅名式大人小児用 別に定める

（乗車変更専用特別補充券の様式）

#### 第 227 条

乗車変更専用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 区間変更用
  - イ 乗車券用
    - （イ）硬券式大人小児用 別に定める
    - （ロ）軟券式大人用・小児用 別に定める
  - ロ 急行券用  
削除 B
- (2) 種類変更用  
削除 B
- (3) 別途乗車復路用
  - イ 硬券式大人小児用 別に定める
  - ロ 軟券式大人用・小児用 別に定める

### 第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

#### 第 1 節 通則

（乗車券類の改札）

## 第 228 条

乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札及び引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

（注） 削除 B

2

前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明等についてもまた同じ。

（乗車券類の引渡し）

## 第 229 条

旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

### 第 2 節 乗車券の改札及び引渡し

（普通乗車券の改札及び引渡し）

## 第 230 条

普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏等を受け、途中下車をする際に、これに途中下車印の押なつを受け、また、乗継をする際に、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2

普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

（定期乗車券の改札及び引渡し）

## 第 231 条

定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2

定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

（普通回数乗車券の改札及び引渡し）

## 第 232 条

普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券

を係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

#### 第 233 条

団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2

前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

#### 第 3 節 急行券の改札及び引渡し

(急行券の改札及び引渡し)

#### 第 234 条

削除 B

#### 第 4 節 特別車両券の改札及び引渡し

(特別車両券の改札及び引渡し)

#### 第 235 条

削除 B

#### 第 5 節 寝台券の改札及び引渡し

(寝台券の改札及び引渡し)

#### 第 236 条

削除 B

#### 第 6 節 コンパートメント券の改札及び引渡し

(コンパートメント券の改札及び引渡し)

#### 第 236 条の 2

削除 B

#### 第 7 節 座席指定券の改札及び引渡し

(座席指定券の改札及び引渡し)

#### 第 236 条の 3

座席指定券を使用する旅客は、当該旅客車に乗車したときは、直ちに、その乗車に必要な乗車券とともにこれを係員に呈示してその改札を受け、また、使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

### 第 7 章 乗車変更等の取扱い

#### 第 1 節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

## 第 237 条

乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2

前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

(手数料の收受)

### 第 237 条の 2

第 18 条に規定にする乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。

2

削除 B

3

削除 B

4

削除 B

5

削除 B

6

削除 B

7

削除 B

(払いもどし請求権行使の期限)

## 第 238 条

旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

2

前項の規定にかかわらず、第 282 条、第 282 条の 2、第 284 条、第 285 条、第 287 条、第 288 条、第 289 条、第 290 条及び第 290 条の 2 の規定により旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して 1 箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

(旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額)

#### 第 239 条

旅客運賃・料金の払いもどしをする場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額)

#### 第 240 条

乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受又は払いもどしの計算をする。

### 第 2 節 乗車変更の取扱い

#### 第 1 款 通則

(乗車変更の種類)

#### 第 241 条

旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合

乗車券類変更

(2) 当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合

イ 区間変更

ロ 種類変更

ハ 指定券変更

ニ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

#### 第 242 条

乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、第 248 条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。

2

削除 B

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

## 第 243 条

区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

2

削除 B

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

## 第 244 条

指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車（列車を変更する場合は、変更しようとする列車）の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。

2

第 57 条の 2、第 57 条の 3 第 4 項、第 61 条の 2 及び第 64 条の規定によって証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。

3

乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)

### 第 244 条の 2

削除 B

(急行列車の寝台個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)

### 第 244 条の 3

削除 B

(特別急行列車のコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)

### 第 244 条の 4

削除 B

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

## 第 245 条

有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

**（乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間）**

**第 246 条**

乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 154 条に規定する日数とする。

2

前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第 154 条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第 249 条第 2 項第 1 号口の規定により区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

**（別途乗車）**

**第 247 条**

旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

2

旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合又は当該駅から折り返して原乗車券類の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

**第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い**

**（乗車券類変更）**

**第 248 条**

普通乗車券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。

- (1) 普通乗車券相互間の変更
- (2) 削除 B

- (3) 削除 B
- (4) 指定券相互間の変更
- (5) 削除 B

2

削除 B

3

削除 B

4

削除 B

5

削除 B

6

乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

7

前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。

### 第 3 款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

#### (区間変更)

#### 第 249 条

普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅又は営業キロを、当該着駅を超えた駅又は当該営業キロを超えた営業キロへの変更

- (2) 削除 B

- (3) 削除 B

2

区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 普通乗車券

原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 削除 B

(特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方)

第 250 条

削除 B

(種類変更)

第 251 条

削除 B

(指定券変更)

第 252 条

削除 B

(団体乗車券変更)

第 253 条

団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取り扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前までに申し出があった場合に限って取り扱う。

2

団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃及び料金を収受する。この場合、旅客については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、第 249 条第 2 項第 1 号の規定を準用する。

(2) 削除 B

(3) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、次による。

イ 旅客運賃

乗車区間に変更のない場合は、収受しない。

ロ 座席指定料金

原列車に対するすでに収受した料金と変更する列車に対する実際の乗車区間の料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

3

削除 B

第 254 条から第 260 条まで

削除

第 3 節 旅客の特殊取扱

第 1 款 通則

(旅客運賃・料金の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 261 条

旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第 262 条

旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第 263 条

旅客は、第 148 条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については、払いもどしを請求することができない。

第 2 款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 264 条

旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入缺を受けないで乗車したとき。
- (3) 第 167 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を

含む。)で乗車したとき。

(4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

(5) 削除 B

2

前項の場合、旅客が、第 167 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の普通回数乗車券で乗車したときは、当該各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から收受する。

3

団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に当該するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から收受する。

4

団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 167 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・料金の收受)

## 第 265 条

第 168 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第 2 項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第 168 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日 (第 5 号に該当する場合は効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日) から、同項第 7 号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売の日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間 (同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間) を、毎日 1 往復 (又は 2 回) ずつ乗車したものとして計

算した普通旅客運賃

- (2) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び普通回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、当該各券片に対して往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

2

削除 B

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方)

**第 266 条**

第 264 条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(座席指定券の無礼及び不正使用の旅客に対する料金・増料金等の収受)

**第 267 条**

第 264 条及び前条の規定は、座席指定券に準用する。

**第 3 款 乗車券類の紛失**

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

**第 268 条**

旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第 264 条・第 266 条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃及び増料金は収受しない。

2

前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求（指定券にあつては、同一列車の場合に限る。）することができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3

第 1 項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

（再收受した旅客運賃・料金の払いもどし）

#### 第 269 条

前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 220 円（指定券にあっては、340 円）を支払い、再收受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）

#### 第 270 条

旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 268 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃又は料金を收受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券類について既にその旅客運賃・料金の払いもどしをしている場合を除く。

#### 第 4 款 任意による旅行の取りやめ

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

#### 第 271 条

旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円（定期乗車券については 550 円）を支払うものとする。

2

前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

3

削除 B

4

第 1 項の規定にかかわらず、第 64 条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって、証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻までのものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)

#### 第 272 条

前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券について準用する。

2

定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

3

削除 B

4

削除 B

5

削除 B

(指定券に対する料金の払いもどし)

#### 第 273 条

旅客は、指定券 (団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。) が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額 (10 円未満のは数は切り捨てる。) を手数料として支払い、当該指定券に対する座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

(1) 指定券

イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円

- ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額の 3 割に相当する額とする。ただし、340 円に満たない場合は、340 円とする。

(2) 削除 B

2

削除 B

3

削除 B

4

削除 B

5

削除 B

6

削除 B

7

削除 B

8

第 64 条の規定によって証明をした指定券について第 1 項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券を同時に呈示しなければならない。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし)

**第 273 条の 2**

旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うほか、次に定める額（10 円未満の額は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。

(1) 指定券 1 枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額

イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円

ロ 出発時刻の 2 時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額。ただし、340 円に満たない場合は、340 円とする。

2

団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金を払いもどしすることがある。

3

前条第5項の規定は、前各項の規定により払いもどしの取扱いをする場合に準用する。

(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

#### 第274条

削除B

(不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

#### 第275条

旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

- (1) 第155条の規定により継続乗車中に、第278条の規定により旅行を中止した場合の不乗区間
- (2) 第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間
- (3) 削除B
- (4) 削除B

#### 第276条

削除

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

#### 第277条

旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき550円を支払うものとする。

2

定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第272条第2項の規定を準用する。

3

第1項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 箇月、3 箇月 又は 6 箇月 のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額
- (5) 使用経過月数が 7 箇月のときは、6 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (6) 使用経過月数が 8 箇月のときは、6 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額
- (7) 使用経過月数が 9 箇月のときは、6 箇月と 3 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (8) 使用経過月数が 10 箇月のときは、6 箇月、3 箇月及び 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (9) 使用経過月数が 11 箇月のときは、6 箇月、3 箇月及び 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

## 第 277 条の 2

旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの（第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券を

除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

3

第1項及び第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし)

#### 第278条

旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2

前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3

定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4

#### 削除B

5

旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

## 第 279 条

旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見せてその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)

## 第 280 条

発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 220 円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。

2

削除 B

## 第 281 条

削除

## 第 5 款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

## 第 282 条

旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第 284 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第 285 条に規定する他経路乗車又は第 288 条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- イ 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ロ 第 283 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 284 条に規定する無賃送還並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ニ 削除 B
- ホ 第 287 条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃及び料金の払いもどし
- ヘ 第 288 条に規定する定期乗車券若しくは普通回数乗車券

の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

(2) 削除 B

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

イ 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止並びに旅客運賃及び料金の払いもどし

ロ 第 283 条に規定する有効期間の延長

2

旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃及び料金の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券にあつては、その乗車券類が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。

（旅行中止による旅客運賃及び料金の払いもどし）

#### 第 282 条の 2

前条第 1 項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

イ 割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

ロ 削除 B

ハ 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。

(2) 削除 B

(3) 削除 B

(4) 削除 B

(5) 削除 B

(6) 座席指定券

当該座席指定料金の全額。ただし、当該座席指定券に表示された座席を使用開始後一部区間使用できなくなった場合に限る。

（有効期間の延長）

## 第 283 条

第 282 条第 1 項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券について、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券類を預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。

イ 第 282 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券類を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第 282 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する事由による場合は、1 日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

(3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

### (無賃送還の取扱い方)

## 第 284 条

第 282 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車に乗車する場合に限り取り扱う。

(2) 削除 B

(3) 削除 B

(4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(5) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2

前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃及び料金の払いもどしをする。

(1) 乗車券

イ 発駅まで無賃送還のとき

すでに収受した旅客運賃の全額

ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

(ハ) 削除 B

ハ 削除 B

(2) 削除 B

(3) 削除 B

(4) 削除 B

(5) 削除 B

(6) 座席指定券

第 282 条の 2 第 6 号の規定を準用する。

3

第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

第 285 条

削除 B

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第 286 条

第 282 条の 2・第 284 条又は前条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければならない。

(1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅

(2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(3) 削除 B

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第 287 条

第 282 条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が旅客鉄道会社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内

に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

#### 第 288 条

旅客は、第 282 条第 1 項の規定により定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

##### (1) 定期乗車券

使用しない区間（2 区間以上ある場合は、その区間の営業キロを通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第 37 条の 2 第 2 項の規定によりは数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その 1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じて、は数整理した額

イ 有効期間が 1 箇月のものにあつては、30 日

ロ 有効期間が 3 箇月のものにあつては、90 日

ハ 有効期間が 6 箇月のものにあつては、180 日

ニ 有効期間が 12 箇月のものにあつては、360 日

##### (2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、は数整理した額。ただし、免税の普通回数旅客運賃の場合は、免税の普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

#### 第 289 条

削除 B

(東京駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例)

#### 第 290 条

削除 B

(満員等による特別車両料金の払いもどし)

## 第 290 条の 2

削除 B

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

## 第 290 条の 3

旅客は、第 282 条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から前条に定める取扱いに限りて請求することができる。

2

旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乘車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

## 第 6 款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

## 第 291 条

旅客(定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限りて、最近の列車(急行列車を除く。)によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2

前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

## 第 292 条

前条の規定による無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還は、特別車両以外の車両によって取り扱う。ただし、旅客が特別車両券を所持している場合は、特別車両によって取り扱うことがある。

(2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2

旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・料金を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

## 第 293 条

旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2

前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

## 第 8 章 入場券

### (入場券の発売)

#### 第 294 条

次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第 73 条第 1 項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児 (大人及び小児が、2 人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。)

2

入場券は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。

3

削除 B

4

削除 B

5

入場券は、入場する日の当日に発売する。

### (入場券の種類及び料金)

#### 第 295 条

入場券は、普通入場券 1 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通入場券

大人 150 円

小児 80 円

(2) 削除 B

2

削除 B

3

削除 B

### (入場券の効力)

#### 第 296 条

普通入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限って使用することができる。

2

入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りでない。

### (入場券が無効となる場合)

#### 第 297 条

入場券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 削除 B
- (4) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (5) 削除 B
- (6) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2

前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

3

削除 B

### (入場券の様式)

#### 第 298 条

入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通入場券にあつてはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券にあつてはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれぞれ記入したものとする。

- (1) 普通入場券
  - イ 一般用（大人小児用） 別に定める
  - ロ 乗車券類発売機用（大人用・小児用） 別に定める
- (2) 削除 B

### (入場券の改札及び引渡し)

#### 第 299 条

入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入鋏を受けるものとする。

2

入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。

る。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

### 第 300 条

乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 297 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 295 条の規定による普通入場料金を収受する。

2

削除 B

3

前各項の規定は、第 297 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

### 第 301 条

第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2

前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。

## 第 9 章 ギフトカード及びオレンジカード

### 第 1 節 ギフトカード

(ギフトカード)

### 第 302 条

削除 B

(ギフトカードの額面金額)

### 第 303 条

削除 B

(乗車券類等との引換え)

### 第 303 条の 2

削除 B

(ギフトカードが無効となる場合)

### 第 304 条

削除 B

(ギフトカードの様式)

### 第 304 条の 2

削除 B

(払いもどし)

第 305 条

削除 B

第 2 節 オレンジカード

(オレンジカード)

第 306 条

削除 B

(オレンジカードの種類)

第 306 条の 2

削除 B

(乗車券類等との引換え)

第 306 条の 3

削除 B

(オレンジカードが無効となる場合)

第 306 条の 4

削除 B

2

削除 B

(オレンジカードの様式)

第 306 条の 5

削除 B

(再発行及び払いもどし)

第 306 条の 6

削除 B

第 10 章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 307 条

旅客は、第 308 条又は第 309 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）

- (4) 死体
  - (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 309 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
  - (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
  - (7) 車両を破損するおそれがあるもの
- (注) 別表第 4 号に定める適用除外の物品及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがなないように措置することとする。

2

旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3

前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

#### (無料手回り品)

### 第 308 条

旅客は、第 309 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2

旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3

旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認め

られる場合に限り、次の各号の 1 に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
  - (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。
- (注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

#### **(有料手回り品及び普通手回り品料金)**

##### **第 309 条**

旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90 センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの
- (2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

2

普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。

#### **(普通手回り品切符)**

##### **第 310 条**

第 309 条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2

普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第 1 種専用切符 別に定める

第 2 種共用切符 別に定める

(注)「普通手回り品切符に代る証票」とは、第 192 条に規定する車内片道乗車券又は第 225 条に規定する車内補充券をいう。  
以下同じ。

### 第 311 条

普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2

普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前条第 2 項の規定による普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその下部に入鋏を受けた後、当該有料手回り品にくくりつけておき、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(2) 普通手回り品切符に代わる証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示する。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

### 第 312 条

旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けないで車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させる。

2

削除 B

3

着駅において、旅客が第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けないで車内に持ち込んだことを発見したときは、前 2 項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

### 第 313 条

旅客が、第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することが

ある。

2

削除 B

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

### 第 314 条

削除 B

(新幹線にかかる場合の相当小荷物運賃の特則)

### 第 314 条の 2

削除 B

(手回り品の保管)

### 第 315 条

手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

(準用規定)

### 第 316 条

削除 B

## 第 11 章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

### 第 317 条

旅客の携帯品は、別に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の 1 に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1 個の長さが 2 メートル (運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。) を超えるもの
- (2) 1 個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が 2 メートルを超えるもの
- (3) 1 個の重量が 30 キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの
- (7) 荷造が不完全なもの
- (8) 危険品 (別表第 4 号に定めるもの)
- (9) 削除 B
- (10) 動物
- (11) 死体

2

自転車は、前項第 2 号に規定する容積制限にかかわらず、別に定める

駅に限って、一時預りの取扱いをする。

3

一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

### 第 318 条

旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

2

容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(一口の範囲)

### 第 319 条

一時預り品は、1 個を一口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品 2 個以上の一時預けの申出があった場合で、預け日数その他の取扱条件を同じくするときは、これらを一括として取り扱うことがある。

(一時預り料)

### 第 320 条

携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、100 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日以後の日については、その 2 倍とする。

2

前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日 1 日分の相当額を収受し、預け日数が 2 日以上のもものは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

### 第 321 条

携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

2

一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

第 1 種 専用切符 別に定める

第 2 種 共用切符 別に定める

(一時預り期間)

### 第 322 条

預け主は、預入れの日から 15 日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2

前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

#### 第 323 条

一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

2

削除 B

(準用規定)

#### 第 324 条

削除 B



ガス、石炭ガス、水性ガス、空気身が漏れることを防ぐためガス、アンモニアガス、塩素ガス、の適当な方法で保護して酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二るものに限る。

酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品

2. (2) 液化ガス

液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン-12、フロン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品

1. (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。
2. (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。
3. (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの。

次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。

1. (1) マッチ  
安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ

2. (2) 軽火工品

マッチ、導火線、電気導火線、信号えん管、チと信号火せん、発煙信号かん(発煙軽火筒を含む。)、発煙剤、煙火、がん工品、具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬又は着火器ともいう。)、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品

1. (1) 安全マッチで、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。
2. (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。
3. (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。
4. (4) 信号えん管及び信号火せんであって実重量が

	<p>油紙、油布類</p> <p>4</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (1) 油紙、油布とその製品</li> <li>2. (2) 擬ウールじゅうとその製品</li> <li>3. (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン</li> </ol>	<p>500グラム以内のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。</li> </ol> <p>容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く。）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p>
5	<p>可燃性液体</p>	

	<p>油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）</li> <li>3. (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）</li> </ol> <p>金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝酸安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品</p>	
6	可燃性固体	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
7	吸湿発熱物	<p>乾燥した状態のカーバイド</p> <p>水酸化カルシウム、生石灰（酸で、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
8	酸類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. (1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）、沸化水素酸</li> <li>2. (2) 薬液を入れた鉛蓄電池</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。</li> <li>2. (2) 薬液を入れた鉛</li> </ol>

塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸次の各号に掲げる物品は、手化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、回り品として 車内に持ち込臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、むことができる。

塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カル腐しシウム、過酸化マグネシウム、過よく酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品

蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。

1. (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの。
2. (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が 3 キログラム以内のもの。

次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。

硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フ

揮散性  
10 毒物

エロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物

1. (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの。

11放射性物質	放射核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	2. (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
12セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 1. (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの。 2. (2) 拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考

この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。